

新規入所(園)申込に必要な書類

(保育所・子ども園保育認定)

お申し込みは、必ず受付期間内に！！

★ 受付期間→令和6年10月21日(月)～10月25日(金)の5日間

公立	高田こども園	午前8時30分から午後7時00分まで
	土庫こども園	
	片塩・浮孔保育所	
公立	天満・みどり・磐園・高田西保育所	午前8時30分から午後6時00分まで
	つぼみ認定こども園	午前8時30分から午後7時00分まで
私立	よのもと保育園	午前9時30分から午後5時00分まで ※10月25日については午前9:30から正午まで
	三倉堂保育園	午前8時30分から午後6時00分まで
	かなえ保育園	午前9時00分から午後4時00分まで
	トナリのかなえ保育園	午前9時00分から午後4時00分まで
	高田こりの保育園	午前9時00分から午後6時00分まで

★期間内に書類を完備し、申込みをしてください。(期間内の申込みを優先し、利用調整基準にて選考します)

★育児休業中や妊娠中で、令和7年度途中で職場復帰する人も、この期間に申込みをしてください。

※入所(園)は、満6ヶ月を迎えた日以降の月の初日からとなります。

※定員を超える申込みがあった場合は、利用調整の上、第2希望以下の施設の利用となる場合がありますのでご了承ください。

※市外施設の利用は、手続方法や必要書類、利用条件が異なります。市役所保育幼稚園課にご相談ください。

【手続きに必要な書類】

<すべての人の提出書類> → 第1希望の施設へ書類を完備して提出してください。

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼利用申請書 ※マイナンバー記入(番号確認・身元確認書類の提示が必要)詳しくは、裏面をご覧ください。

健康調査票 ※公立施設のみ必要

保育理由証明書 [児童の保護者は必ず提出。65歳未満(S35.4.2以降生まれ)の同居の祖父母は、下記の区分に該当する場合は提出してください]

保護者等の区分	保育理由証明書	父	母	祖父	祖母	その他
会社等に勤務している人又は勤務予定の人	A 就労及び内定証明書					
内職をしている人	A 就労及び内定証明書					
自営業又は家族従事者の人	B 自営業申立書					
会社の経営者又は代表者	B 自営業申立書					
出産(予定)の人	D 傷病・心身障害・出産証明書					
障がいのある人	D 傷病・心身障害・出産証明書					
病気療養中の人	D 傷病・心身障害・出産証明書					
職業訓練学校等へ通学の人	E 就学証明書					
同居親族等の看護(介護)の人	F 看護【介護】証明書					
求職中の人	G 就労予定申立書					
災害復旧の人等	H 保育に係る申立書					

入所(園)申し込みチェックシート

保育利用調整基準

<該当する人のみの提出書類>

基本時間外保育利用申請書(公立施設のみ)

食物アレルギー質問票・指導表(診断書)

公立施設は、内定後、面接及び健康診断時に提出
(私立施設を利用の場合は、各施設にお問い合わせください)

診断書または意見書 (保育士加配対応のため、子ども家庭相談センター又はリハビリセンター等の直近の診断書が必要)

児童扶養手当証書のコピー (収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため、新しく更新された証書が発行され次第、提出必要)

特別児童扶養手当証明書のコピー (収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため)

保育料等算定に係る事項の申出書 (収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため。児童扶養手当証書が発行されていないひとり親等)

障害者手帳、療育手帳のコピー (収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため)

在園証明書 (兄弟が幼稚園に在園している場合、保育料等が減額となる場合があるため)

生活保護受給証明書 (保育料等が減額となる場合があるため、大和高田市役所保護課の直近の証明が必要)

令和6年度市町村民税課税(非課税)証明書 (市で令和6年度市町村民税課税状況が確認できない人のみ)